



令和4年 第4回
本別町議会臨時会会議録

自 令和4年 10月26日
至 令和4年 10月26日

本別町議会

令和4年本別町議会第4回臨時会会議録

令和4年10月26日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第60号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）について
日程第 6	議案第61号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第60号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）について
日程第 6	議案第61号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木基裕	副	町	長	村本信幸	
会計	管理者	藤野和幸	総	務	課	長	三品正哉

農 林 課 長 篠 原 順 彦
住 民 課 長 倉 崎 景 一
国保病院事務長 松 本 秀 規
教 育 長 高 橋 哲 也

保 健 福 祉 課 長 長 屋 和 幸
企 画 振 興 課 長 小 川 芳 幸
総 務 課 長 主 査 石 川 雅 康
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和4年第4回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝議員、藤田直美議員及び石山憲司議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和4年8月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第4 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 町国保病院の循環器内科外来の開設について御報告いたします。

町国保病院における診療科目の充実につきましては、かねてより検討を進めてきたところではありますが、このほど独立行政法人国立病院機構帯広病院との協議が整い、9月から循環器内科医師を派遣いただけることとなり、外来診療を開始しました。

これにより、当院で人工透析を受けている患者様やその他循環器疾患をお持ちの患者様に対し、必要に応じて高度医療機関における精密検査や治療につながる体制の構築が

進み、ひいては町民の利便性向上につながるものと考えています。

診療時間は、水曜日の午後、原則として月2回実施することとしており、詳しい診療日程等は他の診療科目と同様に、くらしの情報紙かけはし等でお知らせすることといたします。診療の実施に当たりましては、これまでは内科の一環として進めてまいりましたが、外部へ広く周知するため、新たに循環器内科の標榜を行ないたいと考えており、今議会におきまして関係条例を提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、本別町議会第4回臨時会行政報告とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第60号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第60号令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第60号令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、物価高騰に伴う生活支援などに対応した各種施策が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,720万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,446万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、12節委託料96万6,000円の増額補正は、しごと体験交流館の施設稼働日数が当初予定日数を超えることから、これに伴う委託料を追加するものであります。

中段の3項1目戸籍住民基本台帳費、18節負担金補助及び交付金896万円の増額補正は、マイナンバーカードの普及及び商工事業者への支援を目的として、マイナンバーカードの申請者に対して2,000円の商品券を交付するための経費で、上の10節需用費及び11節役務費の増額補正は、この事業実施に要する経費を計上するものであります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、一番下の18節負担金補助及び交付金中、クラスター発生施設等事業継続支援事業補助金280万円の増額補正は、9月定例会で予算議決をいただきました本事業につきまして、新たなクラスターが

発生したことによります増加分、その下、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金7,500万円の増額補正は、物価高騰により特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する国の事業で、対象世帯につきましては1,500世帯を予定しております。上の1節報酬から13節使用料及び賃借料までの増額補正は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に要する経費を計上するものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

上段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、営農資材高騰緊急対策臨時特別支援事業補助金3,082万5,000円の増額補正は、肥料、飼料など営農資材高騰の影響を受けている農業者への支援として、農家一戸当たり5万円のほか、耕作面積1ヘクタール当たり1,000円、家畜1頭当たり350円を支給するものであります。

その下、4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金、サルモネラ症対策事業補助金200万1,000円の増額補正は、町内におきましてサルモネラ症が発生したことから、当初計上分に不足が発生したため増額するものであります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、商工業者物価高騰臨時特別支援事業補助金1,975万円の増額補正は、物価高騰に直面する商工業事業者等への支援のため、売上規模に応じて5万円・10万円・15万円の助成を行ない、特に原油高騰の影響が大きい運送業を営む事業者に対しましては、さらに10万円を上限に助成を加算する事業でありまして、本別町商工会に対し事務費を含めた必要経費を補助するものであります。

その下、6目消費者対策費、一番下の18節負担金補助及び交付金、物価高騰生活応援商品券交付事業補助金2,800万円の増額補正は、物価高騰に対する生活支援として1世帯当たり8,000円の商品券を交付するための経費で、上の10節需用費、11節役務費の増額補正は、この事業実施に要する経費を計上するもの、12節委託料31万4,000円の増額補正は、事業者との商品券引き換え業務につきまして、本別町商工会に委託するための経費を計上するものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります、上段の10款1項1目1節地方交付税296万7,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,736万9,000円の増額補正は、歳出で御説明をいたしました物価高騰に伴う生活支援、マイナンバーカード普及促進事業等、物価高騰対策等に要する経費に充当するものであります。

その下、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金7,875万円の増額補正は、歳出で御説明をいたしました、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に要する経費につきまして、全額が国費で賄われるため計上するものであります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金2,811万9,

000円の増額補正は、歳出で御説明をいたしました物価高騰に伴う生活支援等、マイナンバーカード普及促進事業など、物価高騰対策等に要する経費につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の決定額を超えた経費につきまして、単費として充当するものでございます。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

ございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 3点お伺いいたします。

1点目です。6ページ、戸籍住民台帳基本費、18節負担金補助及び交付金、マイナンバーカード普及促進事業、かねてより普及促進進んでいます。今回の補助内容と財源をお知らせ願います。

2点目です。8ページ、商工費、商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、商工事業者物価高騰臨時特別支援事業、こちらの詳細と財源をお知らせ願います。

3点目です、下になります。消費者対策費、18節負担金補助及び交付金、物価高騰生活応援商品券交付事業1世帯8,000円、こちらの配布方法、財源をお知らせ願います。以上です。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えします。

マイナンバーカード普及促進事業の補助内容でございますけれども、12月28日までにマイナンバーカードを所有しているか、申請中の方、お一人につきまして2,000円の商品券を交付する予定でございます。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 柏崎議員からの2点目の商工事業者の特別支援事業の内容でございます。対象者につきましては、11月1日時点で町内に本店を有する商工業事業者全般ということで、現に事業を営むものを対象予定としております。支給の基準と言いますか、内容でございますが、直近の決算におけます年間売上規模の区分によります段階的支援ということで、基本といたしましては1,000万円未満の売上の事業者に対しましては1件当たり5万円、1,000万円以上5,000万円未満の売上規模に対しましては10万円、5,000万円以上の売上規模の事業者に対しましては15万円を支給するという基本的な内容のものと、それに加えて主たる事業がいわゆる運送を中心と営んでいる事業者につきましては、これも5台未満の運送車両、保有車両区別となりますけれども、5台未満につきましては2万円、5台から9台につきましては4

万円、10台から14台につきましては6万円、15台から19台につきましては8万円、20台以上につきましては10万円ということで、10万円を上限ということで加算支給をする予定としてございます。

財源につきましては、補正予算提案書の7ページ、8ページに記載しております国庫支出金、これが臨時交付金の部分になりまして、交付金の部分については1,398万5,000円、一般財源が576万5,000円という財源内訳となっております。

3つ目の物価高騰の生活応援商品券の内容でございます。こちらにつきましても、1月1日現在の住民登録している世帯を対象に8,000円分の町内で使用できる商品券を配布を予定してございます。商品券の内容につきましては、500円券で16枚8,000円相当ということで、配布支給方法につきましては、申請手続き不要となりますいわゆるプッシュ型、登録している世帯についてプッシュ型にて支給を予定しているところでございます。

財源につきましては、こちらも7ページに記載がありますが、臨時交付金の部分につきましては2,166万6,000円、一般財源910万5,000円という財源内訳となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 改めて2点お伺いします。

マイナンバーカード普及促進事業の1人2,000円、こちらの商品券の内容、内容というのはどういった券なのか、商工会が出している商品券なのか独自に作るものなのか、そういった商品券の内容をお願いします。と、12月28日までに所得した方、こちらの配布時期のほうもお願いいたします。

2点目です。8ページの物価高騰生活応援商品券交付事業1人8,000円、こちらの商品券の内容、どういった商品券なのかをお伺いいたします。あと同じですけども配布時期のほうもお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

商品券の内容といたしましては、町が発行します500円の商品券で、商工会で登録している企業で使えるものでございます。で、12月28日までに所有ではなくて申請が確認された方につきまして交付するもので、随時、申請が確認された時点で郵送いたします。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず生活応援商品券の配布時期でございますが、こちらにつきましてはこの後商品券の作成、印刷等の準備が整い次第ということで、配送手続きを進めてまいる予定でございます。おおむね11月の中旬、中頃には順次、約3,500世帯になりますけども、順次配送を進めていくと、若干の当然、一斉にとということにはなりませんので、おおむね1週間程度ぐらにかかるとは思っておりますけれども、遅くとも11月中には、再配達等も含めまして配達を完了するという予定で今進めているところでございます。

商品券の内容につきましては、マイナンバーの取得される際の交付する商品券と同じものを使用する予定としてございます。額面については先ほど申しましたけれども、1枚500円ということで、有効期限につきましては来年令和5年の2月28日までに使用いただける商品券ということで、使用できるいわゆる事業者、店舗、お店につきましても、商工会のほうで換金等の業務委託の中で使えるお店の調整と言いますか、をしていただくと。通常経済対策で行なっております商品券の使用店舗、店頭や窓口等に表示をさせていただいております。今回につきましても、この商品券がこのお店で使えますといったような、お店に表示をしていただくという予定で進めるところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 8ページ、18節営農資材高騰緊急対策臨時特別支援事業についてお伺いいたします。

この支援事業の財源と配布の方法をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

財源につきましては、国の財源で2,182万8,000円、一般財源899万7,000円となっております。

内容につきましては、農業、畜産業に必要な肥料や飼料などの輸入価格が高騰していることから、町内で営農する農業者に対しまして、営農面積及び家畜飼養頭数に対して緊急対策特別支援を行ないます。

内容につきましては3点ございまして、1点目といたしまして営農支援、定額で一戸当たり5万円を支給します。戸数につきましては270戸、1,350万円になります。

2点目といたしまして、営農面積支援、作付面積に1ヘクタール当たり1,000円、面積にいたしまして1万500ヘクタール、金額で1,050万円。

3点目といたしまして、家畜飼養頭数支援といたしまして、1頭当たり350円、頭数1万9,500頭、682万5,000円。合わせまして3,082万5,000円となっております。

配布方法ですが、口座振替を予定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） その際に発生する農家の数量等の申告の方法についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

申告の方法といたしましては、町内で営農している方に対しまして、周知の方法は1月中旬頃から農業者に周知、これは広報、同報無線、ホームページ、郵送またはファックス等で周知を行なうような形を取ります。

申請の方法につきましては、12月1日から12月28日まで受付といたしまして、

支援の交付金につきましては申請書類の確認が終わり次第、随時支援してまいりたいと思っております。最終の期限は2月末日となっております。申請につきましては、農業者の方につきましては、JAのほうと協力をさせていただきながら、町のほうで申請をしていただくような形になります。

数量の確認方法につきましては、JAやNOSA I等から情報提供をいただきながら面積を確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 肥料、飼料等の高騰に対する対策ということでございますけれども、本年度はかつてないほど災害レベルの農作物被害ということで、この同様の新事業のこれからの拡充といったものはどうなっているのか、あれば教えていただきたいです。

○議長（篠原義彦） 丑若議員、この予算についてだけだから。お願いはだめです。

いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

加藤議員。

○2番（加藤徹己） 7ページ、8ページ、7款1項商工費、6目消費者対策費の18節物価高騰生活応援商品券交付事業でございますけれども、これが商品券2,000円、これは新聞報道によりますと水道基本料金の約4か月分としてるようなんですけれども、これの4か月分とした根拠、それとこの独自の物価高騰対策というふうにしてうたっていますけれども、商品券にした、他の町村では水道料の基本料金を免除とかいろいろな方法がありますけれども、本別町としては独自の方法として商品券でこれを町民に還元するということなんですけれども、この商品券とした狙い、それと効果を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず8,000円の支給根拠と言いますか、内容の部分でございますが、この間それぞれ十勝管内等におきましても、各町村の中で水道料等の減免といったような生活支援策がいろいろと発表、実施されてきているという状況の中で、本別町の特有のそういった水道料、本別町の水道だけでは賄いきれていない、いわゆる他町村からの水道利用者もいるという状況も踏まえた中で、相対として管内的な相場感も含めまして、今後4か月相当程度といったようなところの生活支援額ということでの算定計画を予定したという部分でございます。

商品券にした理由と言いますか、狙いでございますけれども、当然減免するだけでは生活費のそういった補填しかありませんので、そういった部分では本別町内の事業所にしっかりとお金を使っただけといたようなことが商品券にすることで可能になると考えておりますので、そういう部分も含めてこういった制度内容を提案させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではまず2款総務費についてお伺いをいたします。

18節負担金補助及び交付金でございます。補助金といたしましてマイナンバーカード普及促進事業ということで896万円の計上がございます。こちらにつきましては1戸当たり2,000円の商品券ということで御説明をいただいているところでございますが、こちらにつきましてマイナンバーカードの必要性やメリットというものについてはどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

続きまして3款民生費でございます。こちら18節負担金補助及び交付金、補助金にクラスター発生施設等事業継続支援事業ということで280万円の計上がございます。こちら積算の根拠、またどのような内容となっているのか詳細をお伺いいたします。

続きまして、ページ進みまして7ページ、8ページでございます。

6款農林水産業費、こちらも18節負担金補助及び交付金、補助金といたしまして営農資材高騰緊急対策臨時特別支援事業ということで3,082万5,000円の計上がございます。こちら農家への支援ということでございまして、家畜の飼養頭数については1頭当たり350円ということで御説明をいただいたところでございます。町内において牛馬、豚等が飼養されているというふうなところでございますが、この1万9,500頭ですか、この内訳と併せてですね、1頭当たり350円と定められたお考えについてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

マイナンバーカードのメリットでございますけれども、本町におきまして現段階では身分証程度の効果しかございませんけれども、将来的に国のほうで今言っております保険証の代わりですとか、運転免許証の代わりになるなど、公的な手続きの簡略化に役立つものとして御説明しながら普及促進に努めているところでございます。

（発言する者あり）

○住民課長（倉崎景一） マイクが遠かったということでもう一度お話をさせていただきます。

現段階におきましては本町において身分証程度の効果しかございませんけれども、将来的に今国が掲げております保険証の代わりですとか運転免許証の代わり等、様々な公的手続きにつきまして簡略化できるなどを説明しながら普及促進に努めているところでございます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員のクラスター発生施設支援事業の内容について答弁させていただきます。

こちらのほうの支援事業につきましては、1事業所の2業務に対しまして、9月5日から10月15日の41日間、クラスター発生により事業の実施ができなかったというところでございまして、その減収分の8割相当分を補助するものであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

1万9,500頭の内訳ですが、乳用種経産牛4,600頭、乳用種未經産牛8,950頭、黒毛和種2,000頭、肥育牛3,800頭、馬・豚など150頭となっております。

350円にしている根拠といたしましては、国のほうで北海道で乳用種の経産牛に割り当てられる単価といたしまして1頭当たり7,200円というところがございます。そこにですね、北海道が実施する肥料等に補填する率が5%程度になっておるところから、7,200円かける5%というところで350円としております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めまして2款総務費についてお伺いをいたします。

マイナンバーカード普及促進事業におきまして、御答弁の中から現況においては身分証明書等ということの御答弁をいただいたところでございますが、また今後の見通しといたしまして保険証や免許証等、公的手続きが簡略化されるということが見込まれているということでございます。こちら情報が紐づけられるというようなところから、様々な不正防止等にとっても有益であるというようなことも周知されているところでございますが、これらについてはどのような御見解をお持ちなのかお伺いをいたします。

2点目、3款の民生費についてでございます。クラスター発生施設等事業継続支援事業につきまして、私、積算根拠についてもお伺いしたところでございますので、改めての御答弁を求めるものでございます。また、内容につきましては10月15日までクラスターが発生ということで、約10日ほど前だということでございますが、認識といたしましては、現在においても町内においてこれら、いわゆる新型コロナウイルス等々というものについて緊張感というものを有していると捉えるべきなのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

マイナンバーカードの秘匿性ということでよろしいでしょうか。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） マイナンバーカードの内容といたしましては、まずマイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別だけです。安全性については世間で騒がれているような情報漏洩等の懸念がされているようですけれども、町といたしましてはそういうことは考えてございません。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） マイナンバーカードの安全性という部分では個人が特定されるので、そういった意味での不正が防げるというのははっきりしておりますけども、国の方針等まだはっきり定まっていない状況でございますので、今後様々な制度が示された中で追随しながら町としても対応していきたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） クラスタ発生への支援の根拠ではありますが、こちらのほうにつきましてはショートステイの事業、また通所デイケアの事業につきまして、先ほどの41日間の間、保健所からの指導によりまして営業ができなかったというところでありまして、その減収分の8割相当を補助するものであります。

また、コロナウイルス発生への緊張感という御質問でありましたが、本町の先週、先々週の感染者数につきましては1桁という形で落ち着いている状況にありますけれども、全道的、全国的にまた増加傾向にあるというところでもありますので、引き続き保健所と連携をしながら、これまで取ってきた対策を継続して危機感をもってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 2款総務費、マイナンバーカード普及促進事業について改めてお伺いをいたします。

こちら具体的に御答弁いただいている中では、保険証や運転免許証として利活用されるというところから、いわゆる公的手続きの簡略化というところを具体的に御答弁いただいたところがございます。その余については今後のね、まだ明らかにされていないというような御趣旨の御答弁をいただいたところがございますが、では現時点において公的手続きの簡略化のみをもってしていわゆる普及推進を図っていくと、このようなお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 現在のところは、国の方針に基づいて町としても普及促進を行なっているところです。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 5ページ、6ページのただいまのマイナンバーカードの関係なんですけれども、国や道そして町の方針としてはマイナンバーカードの普及を図っていくということなんですけど、報道にも表れてますが、カードを作ることには前向きでない方も一定数いるという中で、町としてはその部分についてどのように対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えをいたします。

カードの交付につきましては決して強制ではございませんので、趣旨を御理解いただきながら丁寧に対応していく中で普及促進を図っていくところでございます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） カードの中に保険証の機能とか、その他いろんな機能を含めていくという中で、現在の例えば国民健康保険証というのがなくなっていくんじゃないかという一部報道があったんですけども、それに対しては具体的にはそういうことがないようなことも首相自ら言っていたと思うんですけども、その辺については自治体としてはどのように押さえていますか。

○議長（篠原義彦） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） マイナンバーカードと保険証を同一のものにするという話が出ている中で、どうしてもマイナンバーカードを持たない方につきましては別の方法も考えると国のほうでは言っていますので、町といたしましてもその動向を見ながら進んでいくしかないと思っております。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号令和4年度本別町一般会計補正予算（第13回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第61号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第61号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第61号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、循環器内科の専門医師派遣開始に伴い外部への周知を図るため、標榜診療科を加えることによる条例改正を提案するものであります。

診療科追加の内容につきましては、先ほどの行政報告で申し上げましたとおり、循環器内科として独立行政法人国立病院機構帯広病院循環器科の医師の派遣をいただき、原則毎月2回の診療を予定しております。

それでは、改正条文の朗読により説明とさせていただきます。なお、条文中の括弧書の朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例、平成12年条例第19号の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

第10号、循環器内科。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 循環器内科医師の派遣をして診療科目を追加してくという提案ですが、まず循環器内科の医師を診療科目を追加することに至ったその背景ですね、例えば患者数とか、本町に限らずほかの町の、隣の町の病院とか、そういうところとの関係なんかもあるのかと思うんですけども、新たに循環器内科の診療科目を増やすに至った背景について、あれば伺いたいと思います。

それから、かつては透析を地域的にはいち早く始めた病院だったと理解しており、開設当初は非常に、ほかにないからいろんな町から患者がいらしたということで、そういうことも含めてですね、先ほどの質疑の中でそのことも併せて伺いたいと思いますのでお願いします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

今回の新たな循環器内科標榜につきましては、議員おっしゃるとおり人工透析患者、循環器の疾患を主とする患者、うちで受け入れておりますけれども、そういった患者の精密検査、あるいは入院による専門治療が必要な場合というのが出てくる場合がございます、そういった場合に帯広方面の高度医療機関とのスムーズな連携を確保するためにも、定期的な医師の派遣が望ましいとこちらとしては考えていましたところ、当年の5月からですね、フリーランスの先生が診療支援に来ていただけることになったんですが、その先生につきましては、9月から国立病院機構の帯広病院所属ということになりますので、9月以降の継続派遣につきまして病院と調整していましたところ、その先生ではないんですけれども、別の先生を派遣するという形で診療の継続ができることになりました。そういう経過になっております。

人工透析につきましては、これまで本院が昭和から平成に変わるぐらいに開始して、十勝東北部方面では診療機関としてはただ一つというような状況で続いてきたんですけれども、ここ10年以内ぐらいの段階で池田ですとか足寄方面でも開始されたという部

分にございまして、その影響で当院1番多いときは50人以上の患者がいたんですけれども、隣で2か所始まったこともあり、そちらの町村からの患者は各町村の病院へ行くような形になりまして、当院の患者は暫時減っていったというような状況になっています。今現在で二十三、四名の方が当院で透析治療を受けているというような状況でございます。ただ透析患者数につきましてはそういった状況ではございますけれども、その他透析以外でも一般に内科なり外科なりを診療している中で、循環器系の疾患につきまして懸念があるというような患者につきまして精密検査等々必要な場合がございますので、そういったときに高度医療機関への連携ということを考えて際に、随時やり取りできるような先生がいらっしゃるいいかなというようなこともございまして、今回派遣をお願いした、かつ標榜診療科加えたというような状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 循環器内科医師の派遣を開始することによって医療の幅が広がるという、そういう可能性があるかと捉えていいのかなのか。費用対効果とは言いませんけれども、そういうようなことも含めて経営的にもプラスに向かうと、病院の経営的にもプラスに向かう材料となるというような判断でよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

確かに経営の部分を考えないとまた赤字を増やしてということにもなりますので、その辺も十分に考慮しながらですね、先生来ていただいたけれども遊んでいるというような状況のないように、患者の調整をして専門医に順次御意見を伺いたいという患者については積極的に紹介していこうと中でも検討しているところですので、そういった意味で当院での診療の内容の幅が広がるというふうにはつながっていくのではないかなと捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほど人工透析の現在の数として23から24名くらいという話だったと思います。今回この新たな診療科目追加することでこの患者プラスアルファという部分も当然あるというような考え方でよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

透析患者につきましては循環器内科の先生が来ていただける前から近隣の町村にこちらから働きかけ、PR等しまして、転院とかこちらに新たにというような患者はいたところなんですけれども、今回新たに循環器内科の先生来ていただくということでそういう診療体制もかなり、さらに整うということもありますので、そういった部分も含めながらPRし患者獲得というか、患者の利便性確保による患者数の増ということにつなげていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、こちら当該条例の3条におきましては経営の基本といたしまして企業の、病院のことですね、経済性を発揮するとともに公衆の福祉を増進するというようなところがうたわれているところでございます。先の議員からの質疑においても、いわゆる費用対効果的な質疑があったところでございますが、こちらこの診療科の新設に伴って要する必要経費等についてはどのように見込まれていらっしゃるのか。また具体的なものとして、業務の予定量等と勘案してですね、そのいわゆる必要経費等と照らしてどのように御認識をされた上での御提案となっているのかお伺いをいたします。

また2点目でございますが、当然のことながら本町においては地域医療の推進というものを表明しているところでございますが、こちらこうした診療科の新設というものにつきまして町内の関係機関、また施設、診療所等々と事前にはどのような御協議等なされた上での御提案となっているのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず1点目の派遣に要する経費等々の部分ですけれども、今回の派遣につきましては1回の外来診療につきましては1コマ当たり8万円ということで、帯広病院とは取り決めを交わしております。それにプラスアルファ、先生のもので、移動に要する経費としまして、今回の先生につきましては自家用車で移動ということになっておりますので、当町の旅費規程に従いまして距離を計算して車代を支給しているというような状況になっております。

8万円につきましては他の専門診療科につきましてもほぼほぼ同程度の単価で1コマ当たりやっておりますので、特段高いあるいは安いというようなふうにはなっていないかというふうには思い、それが標準かなど、医者を招聘して外来をやっていただくにあたる標準かなどというふうには捉えています。

2点目に関しましては、特段地域、クリニック、循環器の先生がいるということは承知はしておりますけれども、特段そちらと調整をしたわけではなく、これは当院の経営の方針に関する部分でございますので、当院内部で協議して決定したというような状況になっています。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目のお伺いですが、こちらのいわゆる経費だけをお伺いしているのではなく、この診療科の新設に伴って当然見込まれる、いわゆる収益を生むという点といわゆるそれに対して経費がかかるというところから、あえて明言すれば費用対効果としてはどのように考えているのか。それも先ほど述べたとおり3条においてはいわゆる公衆の福祉の増進ということだけではなく、企業の経済性というところですから、ここも当然勘案していかなければいけないというところからお伺いをいたすところでございます。この新設に伴っていくらの収益が上がっていくらの経費がかかるのか、どのような業務予定量等を見込んでおられた上での御提案かということをお伺い

してございます。

2点目でございます。私今クリニックということで御答弁いただいたところでございますが、地域医療ということであれば当然病診連携だけではなく、先ほど述べたように町内の関係機関や施設、それと併せて診療所等というところでございますが、それらについてはなされていないというような御趣旨の御答弁をいただいたところでございますが、特段この診療科の増設というものについては、地域医療構想というものの等々全体を勘案して事前周知や協議等が必要ない事案であると捉えてよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

1点目につきましては、先ほど経費かかってくる費用については申し上げたところでございます。収益のほうにつきましては、これまでの外来の傾向からしますと、1人当たり診療単価が7,000円から8,000円、直近ですと病院全体で9,000円近くにはなっているんですけども、検査等々の中身によってはそういった額が見込まれるような状況になっているかと思えます。1回当たりの患者数につきましては、現在まだ始まったばかりですのでそれほど多くないんですけども、先ほど来申し上げておりますように、そこで赤字になるようなことがないように常勤の先生方協力していただいて積極的に患者を振り分けたり紹介をして、診療につなげていくというふうな取組をしたいと考えております。

2点目の件につきましては先ほど申し上げましたとおり、診療科云々の部分につきましては当院の経営の方針に係る部分ではございますので、それにつきましては特段関係機関との協議というのは必要ではないのかなというふうには捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1点目にお伺いした点でございます。

具体的な収支というものについては何ら持ち合わせていない上での御提案と捉えてよろしいのかをお伺いいたします。当然のことながら新しい診療科が設けられる、また新しい連携がなされるということは病院にとっては大変喜ばしいことであり当然患者の選択肢等も広がるわけですからマイナスと考えるところはないのかなと私も思慮するところでございますが、先ほど来述べているとおり、そこについて経営収支というものも考えていかなければならないというところでございます。5月からフリーランス医師との連携があり、そこから波及してこのようになったというような御趣旨の御答弁もいただいたところでございますが、それらを踏まえてこれまでの直近ですね、5月からこれまでの実績等踏まえて業務の予定量等々をお持ちなのかどうか。いくらの増収を見込んでどれだけの経費をとということでお考えなのか。1コマ8万円プラス交通費ということでございますが、月2回ということでございますから、おおむね16万円にプラスアルファというところ、20万円弱ぐらいなのかと察するところでございますが、それらと併せてですね、具体的なものお持ちかどうかという点も含めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

確かに具体的にですね、収支見込みを今回開設に当たって積算してるっていう状況ではないところではございます。ただ先ほどから申し上げましたとおり、ただ先生が来てぼんやり座っているだけっていうのは当然経営的にも好ましくない、大変遺憾であるというような状況になってしまいますので、そうしたことがないように各常勤医の先生の協力の上、集患活動を努めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さんでございました。

閉会宣告（午前11時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年10月26日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 石 山 憲 司